

指定管理者候補者の選定結果について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、江南区役所地域課所管の新潟市亀田市民会館及び江南区役所健康福祉課所管の新潟市老人福祉センター福寿荘について、平成25年8月25日より指定管理者を公募しておりましたが、以下のとおり候補者を選定しました。

| | | |
|----------------------|---|---------------------------------------|
| 施設名・所在地 | 新潟市亀田市民会館 新潟市老人福祉センター福寿荘 ※両施設は一体の施設 | 新潟市江南区船戸山5丁目7番2号 新潟市江南区船戸山5丁目7番17号 |
| 施設の概要 | <p>新潟市亀田市民会館は、江南区の中心市街地である亀田地区に位置し、市民の生活の向上並びに教育及び文化の発展に資するため、昭和50年に設置された施設である。施設には、会議室、視聴覚室、大ホールなどがあり、貸館施設である。</p> <p>また、新潟市老人福祉センター福寿荘は、高齢者に対して相談に応ずるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的として昭和49年に設置された施設である。浴室、講習室、大広間などがあり、生きがい対策推進事業（レインボープラン）等を実施している。</p> | |
| 指定管理者 申請者 評価会議 | <p>委員 小嶋 徹 関東信越税理士会新潟支部税理士 税理士法人 信越会計 代表社員</p> <p>委員 宇田 優子 新潟医療福祉大学看護学科 准教授</p> <p>委員 江口 夫佐子 新潟市介護認定審査会 委員</p> <p>委員 竹内 一義 亀田西小学校区コミュニティ協議会 会長</p> | |
| 指定管理者 (候補者) | <p>団体名 環境をサポートする株式会社きらめき</p> <p>代表者名 代表取締役社長 山田 茂孝</p> <p>住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地</p> | |
| 指定期間(予定) | 平成26年4月1日～平成29年3月31日 | |
| 選定理由 | <p>選定にあたっては5団体から申請があり、評価会議において応募者から提出された事業計画書等について、施設の平等利用が確保されること、効果的かつ効率的な人員配置、経費削減の取り組みが図られていること、市民生活の向上及び高齢者の健康増進等に資する施設運営が展開されること等を選定基準に評価を行った。その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、以下の理由により上記の候補者が最適であると判断し選定した。</p> <p>候補者は、運営の基本方針において施設の設置目的に沿った具体的な提案、職員の人員配置において効率的な提案、施設の維持管理方法において責任体制の提案と管理実績など、他団体の提案に比べて総合的に優れている。</p> <p>なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は、別表のとおりである。</p> | |
| スケジュール | <p>募集要項公表 平成25年8月25日</p> <p>募集説明会・施設現地見学会 平成25年9月12日</p> <p>募集に関する質問の受付 平成25年9月13日～9月20日</p> <p>募集に関する質問の回答 平成25年9月27日</p> <p>指定申請書の受付 平成25年10月2日～10月4日</p> <p>評価会議 平成25年10月18日</p> <p>※今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される予定。</p> | |
| 所管部署 (問い合わせ先) | <p>江南区役所 地域課 地域振興係</p> <p>TEL 025-382-4624 (直通)</p> <p>E-mail chiiki.k@city.niigata.lg.jp</p> | |

別表（評価結果）

| 選定基準・評価項目 | | 配点 | 基準点 | 候補者 | 次点 | A | B | C |
|---------------|--------------------------|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 申請団体の評価 | 団体の概要・経営理念 | 5点 | <u>3点</u> | 3.75 | 3.50 | 3.50 | 3.00 | <u>2.75</u> |
| 施設運営の基本方針 | 運営の基本方針 | 5点 | 3点 | 4.00 | 3.50 | 3.50 | 3.25 | 3.00 |
| 施設の運営体制 | 運営体制，従事者の雇用・労働条件及び人員配置 | 15点 | 9点 | 11.25 | 10.50 | 10.50 | 9.00 | 9.75 |
| | 従事者の資質向上・継承 | 5点 | 3点 | 3.50 | 3.50 | 3.50 | 3.00 | 3.00 |
| | 安全・衛生管理の対策，緊急時の対応 | 20点 | 12点 | 13.00 | 13.00 | 12.00 | 12.00 | 12.00 |
| | 問い合わせ・苦情への対応，個人情報保護の取り組み | 10点 | 6点 | 7.50 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 6.00 |
| | 利用者ニーズの把握とサービス向上等の反映策 | 10点 | 6点 | 7.50 | 7.50 | 6.50 | 7.00 | 6.00 |
| 施設の運営に関する業務 | 利用者の増加に対する取り組み | 10点 | 6点 | 7.00 | 7.00 | 6.50 | 6.50 | 6.00 |
| 施設の維持管理に関する業務 | 施設の維持管理方法 | 10点 | 6点 | 8.00 | 7.00 | 7.00 | 6.00 | 6.00 |
| 予算執行管理 | 予算の範囲内での適正な執行 | 5点 | 3点 | 3.75 | 3.75 | 3.25 | 3.00 | 3.00 |
| | 経費削減の具体的取り組み | 5点 | 3点 | 3.50 | 3.50 | 3.50 | 3.00 | 3.00 |
| 合 計 | | 100点 | 60点 | 72.75 | 69.75 | 66.75 | 62.75 | 60.50 |

■各項目とも以下のとおり5段階評価とした。

5…大変すぐれている

4…優れている

→ ※配点が20点の場合は4倍した数値 → 16点を評価点

3…普通

2…やや劣る

1…劣る

※ 配点が10点の項目は2倍，15点の項目は3倍，20点の項目は4倍した数値を評価点とする。

■項目ごとに評価会議の各委員の得点を合計した平均値が基準点を下回った申請者は，指定管理者の候補者として不適格とする。

■点数は，委員一人当たり100点満点とし，委員4名の平均値である。